

令和7年度 第1回 川口市学校給食運営審議会会議録

1 日 時 令和7年9月25日（木）午前10時00分～午前11時17分

2 会 場 川口市役所第二本庁舎 6階 2601A会議室

3 出席者

川口市学校給食運営審議会委員 11名（定数15名、うち4名欠席）

浅沼 良成 （学校法人文化学園川口文化幼稚園理事長）

神山 浩 （一般社団法人川口市医師会理事）

伊藤 公介 （一般社団法人川口歯科医師会副会長）

徳永 志帆子（川口市保健所食品衛生課長）

佐藤 由美子（川口市食生活改善推進員協議会芝南支部会計）

岡本 賢一 （川口市立新郷東小学校長）

佐藤 秀雄 （川口市立飯塚小学校長）

佐藤 朋子 （川口市立南中学校長）

秀 久美 （川口市PTA連合会会長代理、川口市立里小学校PTA会長）

間鍋 好江 （公募）

池谷 光司 （公募）

教育委員会事務局 11名

井上教育長、丸山学校教育部長、湯浅学校保健課長、横田管理係長、藤倉給食第1係長、
風間給食第2係長、飯田指導主事、折本主査、小畑主査、小暮主査、田中主査

出席者計 22名

※欠席者 4名

※傍聴者 2名

4 概 要（要点筆記）

（１）開会（午前 10 時 00 分）

（２）委嘱書交付式

井上教育長から出席委員 2 名に対して委嘱書を交付。（欠席者 2 名）

（３）教育長あいさつ

井上教育長よりあいさつ

（挨拶ののち、井上教育長は他の公務のため退席。）

（４）自己紹介

出席委員 11 名による自己紹介及び事務局職員 11 名の紹介。

（５）会議

事務局：会議の開会にあたり、浅沼会長よりあいさつを願う。

（会長あいさつ）

事務局：本日の会議が、委員定数 15 名に対し 11 名の出席があり、出席者が過半数に達しているため成立する旨及び欠席委員（4 名）からは、事前に連絡を受けていること報告する。

事務局：会長を議長とし、以降の会議の進行を願う。

議 長：議事の進行に先立ち、当審議会の会議録の署名人を指名する。

（署名人に徳永委員を指名。）

議 長：傍聴希望者 2 名の入室を許可し、議事に入る。

議事（１）「令和 6 年度事業報告及び令和 7 年度事業計画」について、事務局より説明を求める。

事務局：議事（１）資料 P1～2 について、管理係長より説明。

議 長：議事（１）に係る事務局の説明について、質疑を求める。

（質疑なし）

議 長：質疑なしのため、議事（１）「令和６年度事業報告及び令和７年度事業計画」については、原案のとおりとする。

議 長：続いて、議事（２）「令和７年度川口市学校給食実施状況報告」について、事務局より説明を求める。

事務局：議事（２）資料 p. 3～p. 7 について、事務局より順に説明。

（資料 p. 3 の 1～3 を管理係長が説明。）

（資料 p. 4 の 4～6 を給食第１係長が説明。）

（資料 p. 5 の 7 を給食第２係長が説明。）

（資料 p. 5 の 8 及び資料 p. 6～7 の 9 を管理係指導主事が説明。）

議 長：議事（２）に係る事務局の説明について、質疑を求める。

委 員：資料 p. 6 に記載の「学校給食において使用・提供しない食物」に係り、昨年度、医師会において給食で使用しない食物 16 品目の食物アレルギーを持つお子様の場合は、学校生活管理指導表の提出は必要ないと認識している会員がいた。当該 16 品目の食物に対するアレルギーであっても、学校生活は給食だけではないため、学校生活管理指導表はしっかり提出いただくよう指導しているところであるが、こうした取り扱いでよろしいか。

事務局：ご認識のとおり。

委 員：当該 16 品目の食物アレルギーであっても学校生活管理指導表は提出いただくという取り扱いであることを改めて確認できた。

議 長：資料 p. 5 の 8 「学校における食育の推進」（１）の 4 行目に「特色ある学校給食の実施についての指導助言」とあるが、色々な子どもがいる中で、ご家庭も含め川口市の魅力を知っていただくことは大切であり、川口の歴史や地理的なことなど、給食や食を通じて川口の魅力を学べる機会であると考えます。必要であれば個人的な提案もできるので、皆さんと一緒に考えていければと思う。また、資料 p. 5 の 9 「学校給食における食物アレルギー対応について」、現在、食物アレルギーが多様化し増加している中で、幼稚園や保育業界では、幼保連携や幼小保連携が議論されているところである。このため、川口市が作成している食物アレルギー対応マニュアルを幼稚園、

保育業界に対して一つの参考として配布いただけるのであれば、幼稚園や保育園の職員、教職員の知識的なところも含めた理解につながると考えるのでご検討いただければと思う。

議長：他に質疑がないため、議事（２）「令和６年度川口市学校給食実施状況報告」については議事のとおりとし、次の議題に移る。

議長：議事（３）「学校給食費について」事務局より説明を求める。

事務局：議事（３）別紙、資料１について、給食第１係長より説明。

議長：議事（３）に係る事務局の説明について、質疑を求める。

議長：資料 p. 5 の 7 に給食費の決算状況が記載されている。給食費の収納率が 99.39% となっており、このパーセンテージだけで見ると心配ないのかなと思うが、未納額が 1,300 万円超と大きな数字となっている。そのうえで、この学校給食費については、令和 6 年 4 月に川口市は改定したわけだが、一方で近隣の蕨市が令和 2 年、戸田市が平成 31 年に改定し、それぞれ蕨市が小学校 1 食あたり 291 円、戸田市が小学校 1 人あたり 244 円とかなり低くなっている。なぜ川口市と金額に差が生じているか、そのあたりの実態について補足説明を願いたい。

事務局：本市と隣接する自治体との金額の差については、各自治体に確認したことがあるが、その際、明確な理由がつかめなかった。それぞれの自治体においては、本市と同様に消費者物価であるとか、牛乳、主食の対前年増加率等を参考にしているものと考えている。基本的には日々の生活圏も同じと思われるが、金額の差について明確に捉えられていない。

議長：保護者負担だけの数字を見れば川口市は本当にご協力いただいている。保護者目線に立つと 1 食単価の内訳はわかりにくい数字である。市町村ごとに違いはあると思うが、いつか近隣の市町村がどのように対応しているのかという点について、本審議会に取り上げていきたい。

委員：学校における食育と保護者の教育の観点から、こうした方がもっと良くなるのではないかとの思いから質問する。別紙資料１の表１－２の学校給食費の負担額について、前回の審議会の時に、実際には光熱費や人件費等を含めると３０２円の倍以上の費用がかかっているということに大変驚いた。保護者負担は２３５円だが、給食に必要な経費の６割くらいを市が公費負担しているということを伺い、一保護者としてしっくりきたのを覚えている。このため、可能であれば、表１－２に光熱費、人件費等込みの金額を入れてはいかかと思う。それにより、家庭での教育のほか、子どもたちにも給食にはたくさんのお金がかかっているということを教えることができ、また、給食を残さず食べようという気持ちになるのではと思うがいかがか。

事務局：委員ご指摘のとおり、給食費というと実際に保護者をご負担されている金額はもちろんだが、それはあくまでも食材費のみとなっている。これまで、食材費以外にも費用がかかるということがうまくお知らせできていなかった。このため、今年４月に給食のリーフレットを教育委員会で作成し、学校を通じて保護者にお配りしたところである。その中には、食材費以外にこれだけ給食にお金がかかるということを説明した個所を掲載させていただいた。それを通じて保護者にも改めてご理解をいただければと考えている。

事務局：今ご指摘いただいた点について、なかなか保護者に浸透していない、また、学校現場の教職員にも浸透していないのではないかという意見があり、昨年度、事務局の職員が市内全校を回り、教職員全員に説明を行った。まずは、教職員に浸透させ、今年度４月には全児童生徒を通じてリーフレットを配付し周知を図っているところである。なかなか理解は難しいところではあるが、引き続き、周知に努めていく。

議長：いろいろなことを知ってもらうこと、このような会議をやっていて、その意味や理解をしてもらう点で大切な活動だと思う。これからも事実を伝えていきたい。

議長：議事（３）について、他に質疑を求める。
（質疑なし）

議長：質疑なしのため、議事（３）「学校給食費」については議事のとおりとし、次の議事に移る。

議 長：議事（４）「新学校給食センターの整備について」事務局より説明を求める。

事務局：議事（４）別紙、資料２について、管理係長より説明。

委 員：昨年度の審議会の際に、現在３つの給食センターがあり、老朽化した学校給食センターの代替施設となると記憶しているがそれでよかったか。

事務局：お見込みのとおり。

委 員：老朽化している学校給食センターは３か所のうちどこであったか。

事務局：新郷学校給食センターが最も古く、次に南平学校給食センターが古い施設である。現時点の想定では、竣工から最も長い年月が経過している新郷学校給食センターの代替ということを考えているが、建設までにかかなりの時間があるため、その間に南平学校給食センターが使用できないような事態も想定されることから、どの施設の代替とするかについては見極めていきたい。

議 長：議題４について、他に質疑を求める。

（質疑なし）

議 長：質疑なしのため、議題４「新学校給食センターの整備について」議事を終了する。

議 長：すべての議事が終了したが、全体を通して質疑等を求める。

委 員：議事とは離れているが、確認させていただきたい。今月９日に台風があった。その際、娘が通学する中学校から前日の夕方までにアプリを通じて保護者あてに「明日は通常通りの通学とします。」とした内容の連絡があった。川口市の小中学校が休校にしないとした判断材料の一つに給食の食材を無駄にしないためということもあったのか。

事務局：食材がもったいないのは当然であるが、あくまでも我々としては子どもたちの安全面、これがすべてであり、これが第一である。それを基準にして判断している。当然のことながら、報道等を踏まえ、県教育委員会、近隣他市の教育委員会と連携を図り、情報収集をしながら、場合によっては全面休校、

あるいは、午前中で台風が通過する見込みであれば午後から登校、その逆に早く給食を食べて下校させるといった時程の変更も含めて検討している。あくまでも台風の進路、大きさなどを総合的に勘案し、子供たちの安全面を第一に優先させながら判断して教育委員会から各学校に指示を出している。

議長：私の方から、一事業者、学校法人としての立場からの話になるが、やはりそうした判断を行う場合は、総合的な観点で話を取りまとめている。幼稚園や保育園という施設であるため、小学校よりもさらに低年齢のお子様を預かっている。そうした中で、一つの目安として、教育委員会をはじめ公的な機関の対応によって我々も決めていく。学校教育法の中でカリキュラムや教育日数が決まっているといった法律的な面や給食の食材というところよりも、まずは安全第一である。近隣の法人や小学校はどう対応するか、保護者の負担であるとか、様々な事を総合的に勘案して断腸の思いで判断している。そうした判断をする中で保護者に情報が行き届くという背景があることを同じお子様を預かる立場として付け加えさせていただきたい。

事務局：ただいまの会長の発言に補足させていただきたい。ご家庭によっては上のお子様が小学生、下のお子様が保育園・幼稚園に通っているご家庭もある。対応がずれてしまうと、ご家庭でも対応が大変だと考えられることから、教育委員会として、早く判断をし、子ども部とも連携を密に図るようにしている。学校教育部としては、こういう形で判断したということを速やかに子ども部に伝え、連携を図りながら市として統一的な対応となるようにしている。これは不審者情報も同じである。

議長：全体を通して、他に質疑を求める。

（質疑なし）

議長：質疑なしのため、以上をもって本日予定していた議事はすべて終了とし、会議の進行を事務局に戻す。

事務局：本日の審議内容は、市のホームページ及び市政情報コーナーで公開する。

以上で、本日の審議会を終了とする。

（閉会 午前 11 時 17 分）